科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6月17日現在

機関番号: 14301

研究種目: 研究活動スタート支援

研究期間: 2012~2013 課題番号: 24820021

研究課題名(和文)中華と対話するイスラームの近代的展開

研究課題名(英文) Modern developments of Islam holding dialogues with Chinese Civilization

研究代表者

中西 竜也 (Nakanishi, Tatsuya)

京都大学・白眉センター・助教

研究者番号:40636784

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,100,000円、(間接経費) 630,000円

研究成果の概要(和文): 中国ムスリム(漢語を日常語とするムスリム)による、中国の諸現実との対話にもとづくイスラームの再解釈(イスラームの「中国化」)が、近代にどのように展開したかを考察した。とくに、中華民国時代の代表的な中国ムスリム学者たちが、中国の近代化や西南アジアのイスラーム改革思想にどのように応答したかを検討した。そして、そのような応答の結果、イスラームの「中国化」の近代的展開として、ムスリムと非ムスリムとの平和的関係の構築を合法化するために、イスラーム法学上の本格的な解釈努力がなされるようになったことを、発見した。

研究成果の概要(英文): I examined the following problem: How did Chinese Muslim scholars reinterpret Isl am and sinisize it through dialogues with Chinese environments in the modern era? How did those scholars r espond to the modern phenomena, such as the modernization of China and the Islamic reformism of the west a nd south Asia? How did the way of sinisization of Islam in the modern era change compared to that in the p re-modern era? Eventually, I found the following fact: In the modern era, as a result of their response to the modern changes, Chinese Muslim scholars started the serious effort of interpretation of Islamic law in order to legitimize the peaceful relationship between Muslims and non-Muslims.

研究分野: 史学

科研費の分科・細目: 東洋史

キーワード: 東洋史

1.研究開始当初の背景

前近代の中国ムスリムが、イスラームを中国社会に適応させるべく繰り広げた、中国伝統思想との対話の具体的様相は、十数年は前から本格的な研究が開始され、堅実な知が着実に蓄積されている。いっぽうで、での中国ムスリムによる中国伝統思想をで、の技話の様相は、いまだ深く問われたことがされる世相のもとで、中国伝統思想をいかに代とがは、伝統の克服と近代化が推進とがない。世相のもとで、中国伝統思想をいかに共国伝統の支援というに共国に、中国の支渉のなかで育まれた前近代の中国イスラームをいかに評価・継承したか。こうした事柄の実態は、不明のままなのである。

停滞の原因は、近代の中国ムスリムに関する先行研究が、彼らの漢語著作の表面的所説を紹介するだけで満足してしまっていることにある。当該問題の究明には、当然やはり、彼らの漢語著作と、彼らが接していたアラビア語・ペルシア語のイスラーム経典とを比較して、中国の伝統思想や西南アジアの近代的イスラーム改革思想が錯綜する彼らの思惟構造をときほぐすという、多言語原典史料によった根本研究が必須となる。

また、近代になると、中国ムスリム学者のなかには、漢語著作のみならずアラビア語著作をも手がける者がでてくるようになる。しかしそれらのアラビア語著作は、いまだ多くが民間に眠ったままでアクセスが難しく、ほとんど研究されていないのが現状である。漢語著作ですら未公刊のものが多い。今後は、フィールドワークを通じて新史料の発掘・収集につとめ、その活用をも積極的にはかっていかねばならない。

2.研究の目的

近代の代表的な中国ムスリム学者、達浦生 (1965年没)や馬良駿(1957年没)の思想 史的位置を検討することにより、彼らが指導 的な役割を果たしつつ属した「カディーム 派」の実像に迫る。すなわち、西南アジア由 来の近代的イスラーム改革思想の洗礼を受 けて中国イスラームの革新を主張した「イフ ワーン派」にたいして、「カディーム派」は 伝統的な中国イスラームを擁護したといわ れる。実際、達浦生や馬良駿は、中国伝統思 想との対話を継続するなど、中国イスラーム の伝統に忠実であったようにみえる。しかし カディーム派の学者たちの思想史的位置づ けは、従来のような伝統擁護派という単純な 理解だけでは不十分だろう。彼らが西南アジ アの近代的イスラーム改革思想と没交渉で なかったことや、中国の近代国家建設に何ら かの形で関与していたことを考慮すれば、彼 らが中国伝統思想と対話したといっても、そ の仕方は前近代と異なるものだったと予想 される。そこで本研究では、達浦生や馬良駿 を例として、そのような対話の仕方の変化・ 「近代化」を検討することにより、カディー

ム派による中国イスラームの近代的展開の具体相を、その一端ではあるが明らかにする。

3.研究の方法

達浦生や馬良駿の漢語著作を分析対象と し、イスラームと中国伝統思想の対話の近代 的なあり方を探る。その際、まずは文献調査 とフィールドワークを併用して、近代の中国 ムスリムによく読まれていたアラビア語・ペ ルシア語文献を把握し、達浦生と馬良駿が接 していたアラビア語・ペルシア語文献を可能 な限り同定する。次に、彼らが参照したアラ ビア語・ペルシア語文献の内容と彼らの漢語 著作とを比較し、彼らによる中国伝統思想と の対話の様相を明らかにし、それを前近代の 漢文イスラーム文献におけるイスラームと 中国伝統思想の対話のあり方と比較する。そ して、達浦生と馬良駿による、近代的イスラ ーム改革思想の受容がもたらした、中国イス ラームの「近代化」の具体相を析出する。

4. 研究成果

中国ムスリムによる中国伝統思想との対話の仕方が前近代と近代とのあいだでどのように異なり、その背景に何があったかについて、以下のような発見があった。

(1)達浦生『伊斯蘭六書』における「五倫」の近代的変容

前近代の中国ムスリムによって、イスラームと儒教との親和性を示すものとして援用されてきた「五倫」の教説が、達浦生の漢語著作『伊斯蘭六書』においては、「近代的」な変形をともないながら継承されていたことが分かった。

儒教の「五倫」は、君臣、父子、夫婦、昆弟(兄弟)、朋友(友人)という五種類の人間関係のあるべき様をいう。これらの関係のあり方については、クルアーンにも言及がある。ゆえに前近代の中国ムスリムたちも、イスラーム法の倫理規定の一部として人間関係のあるべき様を論じる際には、「五倫」を大いに援用し、イスラームと儒教の親和性を主張してきた。たとえば、前近代の代表的と中国ムスリム学者、劉智(1724 年以降没)の『天方典礼』は、その典型である。

いっぽう、劉智の『天方典礼』を大いに参照する達浦生『伊斯蘭六書』も、同じくイスラーム法の人間関係をめぐる倫理規定として、儒教の「五倫」を援用しているが、その際には次のような大幅な変更を加えていた。

君臣関係 (「君臣の賣」) を人民と執政者の関係 (「公民の賣」) に置き換える。

「君臣の責」と「公民の責」の入れ換えは、近代中国における民主国家建設のイデオロギーに呼応した「近代的」措置と思われる。『伊斯蘭六書』は、「公民の責」について次のように述べている。「専制時代」に「上下」といえば、君主が上で臣下が下とみなされて

いたが、現在の「民主時代」には「人民」が 「主人翁」で「執政者」は「公僕」とみなさ れる、と。

「人道」として、「五倫」とともに、ムス リムと異教徒との関係を列挙する。

『伊斯蘭六書』は、イスラーム法における人間関係の倫理規定を、「人道の十一責」という形にまとめて論じている。すなわち、「公民の責」、「夫婦の責」「父子の責」「兄弟の責」「朋友の責」という、いわゆる「五倫」に相当するものに加えて、「衆庶の責」五つと「隣居の責」を挙げているのである。「衆庶の責」は、親戚、孤児、貧窮者、旅人、物乞い、奴隷にたいしてムスリムが採るべき慈愛の態度をいい、「隣居の責」は、非ムスリムをも含んだ隣人にたいしてムスリムが採るべき友好的な態度をいう。

このうち、「隣居の責」の追加は、中国における近代的国民国家建設のための、「回漢(ムスリム・非ムスリム)」融和、ないしはイスラームと中国的現実の調和を意識した、「近代的」措置と目される。加えて、のみならず、その所論じたいにも、以下のような「近代性」が存在していたことを、本研究は突き止めた。

(2)達浦生『伊斯蘭六書』における「隣居の 賣」の「近代性」

「本格的」法学解釈

『伊斯蘭六書』は、イスラーム法の倫理規定「隣居の責」に、非ムスリムとの友好関係の構築が含まれることを説き、その正当性を、クルアーン第4章第36節と「隣人に三種類ある(隣居有三)」云々というハディースの無がら引き出すかたちで論じている。非ムスリムの扱い如何の問題は、比較的デリケートな問題であったためか、前近代の中国ムスリムによってそれほど真剣・積極的によってそれほど真剣・積極的によった。そのような問題を、クルアーンやハディースにもとづいて、直がら論じる態度こそは、「近代的」であったと言える。

ところで、『伊斯蘭六書』「隣居の責」に見 られたような、「回漢」融和、ないしはイス ラームと中国的現実の調和に向けた、イスラ ーム法をめぐる「近代的」な議論は、そもそ も達浦生よりも少し前に、雲南ムスリムの知 識人たちによって開始されていた、と考えら れる。それは、雲南ムスリム反乱(1856-1874) を契機とするものだった。雲南ムスリム反乱 によって、「回漢」対立がピークに達し、少 数派たる中国ムスリムは、生存の危機に瀕し ていたがゆえに、雲南ムスリム知識人は、従 来以上に真剣・積極的に「回漢」融和に取り 組むこととなったのである。彼らは、関連す るイスラーム法の詳細に立ち入ったり、それ と中国の現実とのあいだの具体的矛盾を言 明したり、その矛盾を解消すべくクルアーン

やハディースを再解釈したりするなど、彼ら 以前には見られなかった比較的高度なイス ラーム法解釈、「本格的」な法学議論を展開 した。

本研究では、そのような雲南ムスリム学者 たちの「本格的」なイスラーム法解釈を、達 浦生の「近代的」な法学議論の先駆・背景と 目し、次のような諸事例を発掘した。

そのような事例として、まず、馬徳新(1874年没)のアラビア語著作『希求者(Mushtāq)』のそれが挙げられる。馬徳新は、「離縁(talāq)」をめぐるイスラーム法と当時の中国法「大清律例」とのあいだの矛盾を解消すべく、イスラーム法の詳細を点検し、中国法との矛盾点を明確化した。すなわち、いずれの法にも抵触しない抜け道を明らかにすることで、両者の矛盾を解決しようとしたのである。

また、馬徳新の弟子、馬聯元(1903 年没)は、サドルッシャリーア II 世('Ubaydullāh Ṣadr al-Sharī'a al-Thānī)のアラビア語法学書『《護り》注釈(Sharḥ al-Wiqāya)』にアラビア語で注釈した自著『説明(Tawdīḥ)』のなかで、異教徒にたいする「聖戦(jihād)」の発動の条件を詳細に探求、厳密に限定し、中国ムスリムが「聖戦」を回避することの合法性を確立しようとした。このほか、馬聯元のアラビア語著作『ムスリム網要(Muhimmāt al-muslimīn)』では、ムスリムと非ムスリムの交流の合法性が論じられ、加えて彼の別のアラビア語著作『信仰の分析(Tafṣīl al-īmān)』では、非ムスリムの殺害や非ムスリムの財産を奪取することの非合法性が論じられた。

さらに、馬聯元の子、馬安義(1943年没) は、そのアラビア語著作『信仰の確定(Tahqīq al-īmān)』において、非ムスリムの殺害やそ の財産の奪取を非合法とする父の所論を精 緻化した。その過程では、ムスリムが中国に おいて非ムスリムの支配者に服従すること や利子を取ることの合法性も論じられた(次 のように論じられた:中国は「戦争の家(Dār al-ḥarb)」である;ムスリムは「戦争の家」 の領域内において安全保障を得るかわりに その地の人々に「背信 (ghadr)」してはなら ない:イスラーム法の禁じる契約であっても 「戦争の家」の領域内で同地の人々と「同意 (riḍā)」のもとであれば結べる;「戦争の家」 中国における非ムスリムの殺害やその財産 の奪取は、「同意」のない「背信」行為であ るがゆえに、禁止される)。

以上のような、雲南における「回漢」融和をめぐる法学的議論の隆盛は、達浦生の「人道」論の先駆として位置づけられる。すなわち、彼が、イスラーム法の人間関係の倫理規定を論じる際に、中国ムスリムの「伝統」にのっとって「五倫」を援用するのみならず、「隣居の責」をめぐる「本格的」ないし「近代的」な法学議論を追加・展開した背景として、雲南ムスリム学者の影響を十分に想定す

ることができるのである。

ただ、達浦生の「人道」をめぐる議論が、「近代性」を帯びるにいたった原因は、それだけではない。すなわち、西南アジアにおけるイスラーム改革主義の影響も想定しなければならない。

西南アジアにおけるイスラーム改革主義 の影響

『伊斯蘭六書』が、クルアーン第4章第36節と「隣人に三種類ある(隣居有三)」云々というハディースを根拠として、「隣居の責」に、非ムスリムとの友好関係の構築が含まれることを論じていることは、先にも述べた。本研究では、このようなイスラーム法解釈の直接の典拠を、アールースィー(Shihāb al-Dīn al-Ālūsī, 1854年没)のアラビア語クルアーン注釈書『諸々の意味の霊魂(Rūḥal-ma'ānī)』に同定した。それは、まさしくクルアーン第4章第36節の注釈において、「隣人に三種類ある」云々とのハディースを引用し、親切にすべき隣人の中には、非ムスリムも含まれると論じているからである。

そしてこの同定から、本研究は、次のような結論を得た。アールースィーは、バグダードで活躍し、近代のイスラーム改革主義勢力、ハーリディーヤ派(ムジャッディディー財験の支派)に属した人物であった。『伊斯蘭六書』の「隣居の貴」をめぐる法学議論が、その所説を直接の典拠としていたという責」を「人道の十一貴」に拡充した背景に、雲南のムスリム学者たちとは、達浦生が「五倫」を「人道の十一貴」にのみならず、近代西南アジアのイスラーム改とは、近代西南アジアのイスラーム改革主義の著作からも刺激があったということになる。その意味でも、彼の「人道」論は「近代的」だったのである。

なお、本研究では、『諸々の意味の霊魂』 以外で、達浦生が参照していた可能性のある クルアーン注釈書に、「隣居の責」をめぐる 彼の議論の直接の典拠と言えるようなもの が見当たらないことについても確認した。

まず、前近代以来、中国ムスリムのあいだに流布していた、バイダーウィー(Bayḍāwī)のアラビア語クルアーン注釈書『啓示の諸光と解釈の諸神秘(Anwār al-tanzīl wa asrār al-ta'wīl)』は、クルアーン第4章第36節の注釈において、「隣人に三種類ある」云々のハディースを引用している。しかしそこでは、非ムスリムとの友好関係構築が積極的に主張されているわけではない。

実際、劉智も、おそらくはバイダーウィーのクルアーン注釈を参照した結果と思われるが、『天方至聖実録』に、問題のハディースを引用しているものの、そこからは次のような解釈を引きだしているのである。すなわち、ムスリムの隣人と非ムスリムの隣人とでは、隣人にたいする責任といっても重みが違う、と。

また、19世紀以降に中国ムスリムのあいだで流布していたと見られる、ブルセヴィー

(Ismā ʿīl Ḥaqqī Bursawī, 1728 年没)のアラビア語クルアーン注釈書『明証の霊魂($R\bar{u}h$ al- $Bay\bar{u}n$)』も、クルアーン第 4 章第 36 節をめぐっては、バイダーウィーと同じく、「隣人に三種類ある」云々の八ディースを引用しながらも、非ムスリムとの友好関係構築を積極的には主張していない。

また、カーシフィー(Ḥusayn Wāʿiẓ Kāshifī, 1504 年没) のペルシア語クルアーン注釈書『高貴な贈り物(Mawāhib-i ʿāliyya)』では、クルアーン第 4 章第 36 節の注釈において、非ムスリムへの親切が積極的に主張されているものの、例のハディースは引用されていない。

さらに、アールースィーがよく参照していたといわれ、近代の中国ムスリムのあいだでも参照されていた、ラーズィー(Fakhral-Dīn Rāzī, 1209年没)のクルアーン注釈書『不可視界の鍵(*Mafātīḥ al-ghayb*)』は、クルアーン第4章第36節の注釈において、例のハディースの引用もなければ、親切にすべき隣人に非ムスリムを含めてもいない。

以上より、本研究では、バイダーウィー、ブルセヴィー、カーシフィー、ラーズィーそれぞれのクルアーン注釈書は、いずれも中国ムスリムのあいだに流布していたものの、『伊斯蘭六書』「隣居の責」の直接の典拠ではなかったと結論づけた。

加えて、本研究では、次のような興味深い 点も確認している。

ムハンマド・サナーウッラー(Muhammad Thanā' Allāh, 1810年没)の『マズハリーの クルアーン注釈 (Tafsīr al-Mazharī)』では、 クルアーン第 4 章第 36 節の注釈において、 「隣人に三種類ある」云々のハディースが引 用され、しかも非ムスリムとの友好関係構築 が明確に主張されている。そして、ムハンマ ド・サナーウッラーは、南アジアで活躍した 人物であったが、彼もまた、アールースィー と同じく、ムジャッディディーヤ派に属して いた。このことは、クルアーン第 4 章第 36 節に、「隣人に三種類ある」云々のハディー スを絡めて、ムスリムは非ムスリムの隣人に 親切な友好的態度を採るべきであると論じ ることが、ムジャッディディーヤ派に特徴的 な解釈であった可能性を示唆する。祖師スィ ルヒンディー (Aḥmad Sirhindī, 1624 年没) こそ、異教徒への寛容に批判的であったもの の、ムジャッディディーヤ派は、ヒンドゥー 教徒が多数派を占める南アジアという環境 で育まれた結果、18・19世紀には、非ムス リムとの共生の思想を獲得するに至ってい たのかもしれない。

(3)馬良駿について

馬良駿の漢語著作については、イスラームと中国伝統思想の対話の「近代的」あり方を特に見いだすことはできなかったが、馬聯元や馬安義との比較で、次のような知見が得られた。

先に言及した、馬聯元の『ムスリム綱要』『信仰の分析』、馬安義の『信仰の確定』は、いずれも、原作者不詳のペルシア語によるイス ラーム 初等 啓蒙書『ムスリム綱要』(Muhimmāt al-muslimīn)』をアレンジして書かれたものである。そして、もともとの『ムスリム綱要』には、ムスリムと非ムスリムの交流の合法性や、非ムスリムの殺害および非ムスリムの財産を奪取することの非ムスリムの財産を奪取することの非ムスリム綱要』『信仰の分析』、馬安義の『信仰の分析』、馬安義の『信仰の確定』では、それらの議論がわざわざ増補されている。ここに、馬聯元や馬安義による「回漢」融和への積極的姿勢を明白に読みとることができる。

いっぽう、馬良駿のアラビア語・漢語の入り混じった著作『清真最要志』(1928年初刊) も、作者不明の『ムスリム綱要』(直接的にはその漢訳である馬伯良『教款捷要』)を最かしたものであった。しかし『清真のであった。しかし『清真のであった。しかし『清真のであった。しかし『清真のであった。しかし『清真のであった。しかし『清真のであった。しかし『清真のであるとは、ムスリムと非ムスリムの殺害および非ムスリムの殺害および非ムスリムの財産を奪取することは、馬良駿いでは、中国内地にいったの関心が相対的に低かったるいの関心が相対的に低かったといいの関心が相対的に低かったといいの関心が相対的に低かったといいの関心が相対的に低かったといいの関心が相対的に低かったといいの関心が相対的に低かったといいの関心が相対的にはできるといいの関心が相対的にはできるといいない。

(4)成果の位置づけと今後の展望

以上述べてきたように、本研究では、近代中国ムスリムの伝統擁護派と認識されてきた「カディーム派」の達浦生が、たしかにイスラームと中国伝統思想の調和という前近代以来の「伝統的」営為を継承しながらも、「回漢」融和をめぐって「本格的」な法学にで展開するという「近代的」側面をも青りした。加えて、雲南ムスリム反乱後の雲南ムスリム反乱後の雲南ムスリム下ちによる新たな法学的議論や、西南アジアのイスラーム改革主義が影響していたことをも突き止めた。

このように、中国イスラームの「近代的」 展開の具体相を、イスラーム世界全体の思想 的潮流と関連づけて理解することは、これま で十分になされてこなかったことであり、本 研究の成果として強調しておきたい。

また、中国ムスリムが、雲南ムスリム反乱 以降に「回漢」融和をめぐるイスラーム法の 再解釈に「本格的」に取り組むようになった という指摘も、本研究の創見として強調して おきたい。

そして、この知見にもとづく展望として、 最後に次のことを指摘しておきたい。すなわち、中国ムスリムによるイスラーム法と中国 的現実の矛盾解消をめぐる法的解釈努力が、 中華民国時代以降どのように展開されたか を解明することは、今後の重要な課題となるであろう。西南アジアにおけるイスラーム法学者たちの、近代化や世俗化にたいする知的応答が重要な問題としてしばしば議論されることからすれば、中国ムスリムにもこの種の議論は必要だろう。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 0 件)

[学会発表](計 2 件)

1.<u>中西竜也、「ルーフ(霊)は「性」か「気」か?</u> 中国ムスリムの訳語選択とその歴史的背景」、人文科学研究所・研究班「古典解釈の東アジア的展開 宗教文献を中心課題として」、2013年12月21日、京都大学人文科学研究所。

2 . <u>Nakanishi, Tatsuya</u>, "Sainthood and Numinous Texts: Why did Chinese Qādirī Sufis Preferably Use Taoist Words?" Second CNRS-KIAS/SIAS Joint Seminar (Second French-Japanese Seminar): Saint Cults, Mausoleums and Sufi Lineages, 22 November 2013, CNRS, Paris.

[図書](計 1 件)

1.<u>中西竜也</u>、京都大学学術出版会、『中華と対話するイスラーム 17-19 世紀中国ムスリムの思想的営為』、2013年、xix+426頁

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称: 名明者: 者 番類: 番号: 番号年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等 なし

6 . 研究組織 (1)研究代表者 中西 竜也 (NAKANISHI, Tatsuya) 京都大学・白眉センター・特定助教 研究者番号: 40636784

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし